

# 経 済 要 録

## 国 内

### ◇ 4～6月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、4月19日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

63年1～3月のM<sub>2</sub>+C D平残の前年比伸び率(速報)は、+12.1%と前期(+11.8%)に比べ上昇。

63年4～6月については、12%前後の伸び率で推移する見通し。

### ◇ 主要先進7か国蔵相・中央銀行総裁会議(G7)の共同声明について

主要先進7か国(日本、米国、西ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダ)の大蔵大臣および中央銀行総裁は、4月13日、ワシントンにおいて会合し、以下のような共同声明を採択した。

1. 主要先進7か国の大蔵大臣および中央銀行総裁は、本日会合し、1986年の東京サミットで採択され1987年のヴェネチア・サミットで強化された経済政策協調プロセスに従って、7か国経済の多角的サーベイランスを行った。また、IMF専務理事が参加した。彼らは、各国経済および7か国全体の中期的な目標および見通しについて、経済の趨勢を評価するための基礎である短期パフォーマンスの見通しと併せて議論した。

現在行われている協調強化の努力の一環として、彼らは、現行の諸指標に追加的な分析手段として含めるため商品価格指標を開発することに合意した。これと関連して、彼らは、国際通貨制度の機能および協調プロセスをさらに改善する方法を検討することに合意した。

2. 大臣および総裁は、1987年12月22、23日のG7声明以降の経済および金融の動向を吟味した。彼らは、彼らによって継続される協調が経済の改善の基礎を提供し、経済パフォーマンスを強化するであろうことに留意した。彼らは上記声明に示された、低インフレ下における持続的成長に寄与している政策の方向と合意の有効性を

再確認した。さらに、彼らは、対外不均衡の是正進展を示す追加的な兆候がみられること、および為替レートが安定性を増していることを歓迎した。彼らは、また経済の柔軟性を高め、成長と調整を改善するための構造改革に、より大きな注意が向けられるであろうことに合意した。

3. 大臣および総裁は、基礎的諸条件を強化しそれにより為替レートの安定のための諸条件を強化するために、経済政策の協調を継続するという決意を表明した。彼らは、為替レートが過度に変動すること、ドルが一層下落すること、あるいは調整過程を不安定にしまうほどドルが上昇することは、いずれも世界経済の成長の可能性を損なうことにより逆効果となるおそれがあることを繰返した。また、大臣および総裁は、7か国通貨間の為替レートの安定に共通の利益を有していることを再度強調し、為替レートの持続的な安定を促進するために、経済の基礎的諸条件を強化する政策をモニターし、実施するうえで緊密に協力を続けていくことに合意した。さらに彼らは為替市場における緊密な協力を続けることに合意した。

4. 大臣および総裁は、他の国も世界的調整プロセスを支援するための責任を有していることに留意した。とくに、大臣および総裁は、いくつかの新興工業国が著しく良好な経済パフォーマンスを示していることに留意しつつ、これらの国に対し、開かれた貿易体制の維持、および世界的対外不均衡是正のためのより大きな責任を受入れるよう要請した。この目的に向け、大臣および総裁は、これらの国が貿易障壁を削減するとともに、その通貨が経済の基礎的強さを完全に反映するような行動を採り続けることを強く要請した。

5. 大臣および総裁は、世界的不均衡に対応する手段としての保護主義的方策に対して強く反対することを強調した。彼らは、保護主義への抵抗と、開かれた世界貿易体制の促進とを継続するという彼らの決意を再確認した。この関連で、彼らは、すべての関係国による貿易自由化に向けて、ウルグアイ・ラウンドの早期進展の重要性を強調した。

6. 大臣および総裁は、現在のケース・バイ・ケースの債務戦略が国際的債務問題を克服するための唯一の実行可能かつ現実的アプローチとして完全な支援を与えることを再確認した。彼らは、いくつかの債務国において、健全なマクロ経済政策および構造政策の実施を通じて、成長の加速と対外収支赤字の削減とを達成することに進展がみられることを歓迎した。彼らは、債務国のファイナンスへの重要な貢献がパリ・クラブにおける公的信用のリスケジュールを通じてなされてきたことに留意した。彼らは、民間銀行がメニュー・アプローチの下における適切なファイナンスのオプションを通じて債務国の改革努力を支援するうえで有している重要な役割を強調した。大臣および総裁は、民間部門から国際機関や債権国政府へリスクを移転するような世界的規模での債務免除提案に対する強い反対を繰返した。彼らは、IMFおよび世銀に対し、現在発展しつつある成長指向の債務戦略と合致した手法を通じ、債務国の改革努力を支援し、必要な対外資金フローの触媒となるため、ケース・バイ・ケースを基礎として、債務国とともに努力を継続することを要請した。

#### ◆経済審議会企画・公共部会の部会報告について

経済審議会の企画・公共部会(吉国二郎部会長)は、4月14日、新経済計画に関する部会報告を取りまとめ、同日、対外公表した。

同報告は、(Ⅰ)我が国の位置付けと課題、(Ⅱ)政策運営の基本方向、(Ⅲ)財政・金融政策のあり方、(Ⅳ)構造調整過程の経済の姿、(Ⅴ)経済計画の基本的役割とその実施、というかたちで構成されているが、このうち(Ⅳ)で示された計画期間(昭和63～67年度)における主要経済指標は以下のとおり。

	計画期間平均
実質経済成長率	3¼%程度
うち、内需寄与度	4¼%程度
名目経済成長率	4¼%程度
消費者物価上昇率	1½%程度
卸売物価上昇率	0%程度
完全失業率	2½%程度 (最終年度)

#### ◆昭和63年度一般会計暫定予算について

昭和63年度一般会計暫定予算は、4月5日、参議院本会議において可決成立した(対象期間は4月1日～4月8日)。その内容は以下のとおり。

#### 昭和63年度一般会計暫定予算

(単位・億円)

		暫定予算	本予算
歳入	租税および印紙収入	190	450,900
	その他収入	21	27,687
	うち 国債整理基金 特別会計受入金	0	13,000
	その他収入	21	14,687
	公債金	0	88,410
合計		211	566,997
歳出	一般歳出	7,418	329,821
	うち 社会保障関係費	1,874	103,845
	恩給関係費	4,595	18,798
	文教・科学振興費	35	48,581
	防衛関係費	163	37,003
	公共事業関係費	15	60,824
	経済協力費	2	6,822
	中小企業対策費	0	1,952
	エネルギー対策費	1	4,616
	食糧管理費	0	4,482
	その他の事項経費	705	39,398
	予備費	30	3,500
	国債費	122	115,120
	地方交付税交付金	23,375	109,056
産業投資特別会計へ繰入れ	0	13,000	
合計		30,915	566,997

(注) NTT株式売却益による無利子融資制度。

#### ◆金融先物取引等の整備に関する関連法案の国会上程について

大蔵省は、62年4月の証券取引審議会の報告書(「証券先物市場の整備について」、62年6月号要録参照)および同年11月の金融制度調査会、外国為替等審議会の合同報告書(「金融先物取引の整備について」、62年12月号要録参照)を受けて、金融先物取引および証券先物取引の整備のための法的措置につき検討を進めてきたが、このほど関連法案(①金融先物取引法の制定、②証券取引法の改正、③銀行法・外為法等関連法規の改正)を策定し国会に上程した(3月18日閣議了承、3月28日国会の上程)。

このうち、金融先物取引法は、「金融先物取引所の制

度を整備するとともに、金融先物取引業を営む者の業務の適正な運営を確保することにより金融先物取引および金融先物取引等の受託等を公正かつ円滑にすること」を目的として新たに制定される法律で、金融先物取引の定義、金融先物取引所、会員、金融先物取引業者（ブローカー）、金融先物取引業協会等に関する規定、および金融先物取引所、会員等に対する監督等の事項を定めている。また、証券取引法改正案は、証券先物取引の整備に関する改正のほか、一括登録制の導入、インサイダー取引の防止等に関する改正を盛り込んでいるが、このうち証券先物取引の整備に関する改正部分については、現行証券取引法では取扱いが認められない株価指数等にかかる先物・オプション取引を証券会社および証券取引所において取扱いを行うよう、所要の改正を行うこととしている。

今次法案により規定された先物・オプション取引の定義と取引対象は下表のとおり。

◆金融機関等による海外現物オプション取引の自由化について

大蔵省は、3月16日、銀行局長通達および事務連絡を發出し、金融機関等が非居住者と行う海外現物オプションの自己取引について以下のとおり自由化することを決定した。

1. 取引参加者

コルレス為銀<sup>(注1)</sup>（信託銀行の信託勘定を含む<sup>(注2)</sup>）、指定証券会社<sup>(注3)</sup>、保険会社、投資信託委託会社

（注1）外国銀行等とコルレス契約を締結することについて承認を受けた外為銀行。

（注2）委託者（今回取引参加を認められる金融機関等を除く）が運用指図を行う信託を除く。

（注3）対外証券取引に関し、届出免除の指定を受けた証券会社。

2. 取引対象商品

海外の取引所に上場されている通貨、預金、債券、株式、株価指数等の現物オプション

		法律上の定義 (金融先物取引法、 証券取引法共通)	取引の対象	
			金融先物取引所 (金融先物取引法)	証券取引所 (証券取引法)
先物取引	現引き・現渡しのある取引	売買取引であって、差金の授受による決済が可能な取引	①通貨 ②有価証券(ただし、証取法上の有価証券を除く)、預金契約に基づく債権等(標準物を含む)	④証取法上の有価証券 (第2条に限定列举する有価証券および「みなし有価証券」(本邦国債、外国国債の先物にかかる標準物))
	現引き・現渡しのない取引	あらかじめ約定した「約定数値」ないし「約定指数」と将来の特定の時期における現実の数値、指数との差に基づき算出される金銭の授受を約する取引	③金融指標 (通貨等の価格、利率またはこれらに基づいて算出した数値)	⑤有価証券指数 (多数の銘柄の価格の水準を総合的に表わした株価指数その他の指数) ⑥有価証券の価格として約定した数値 (上記いずれも株券その他大蔵省令で定める有価証券に限定)
オプション取引	先物オプション取引	当事者の一方の意思表示により、当事者間で、右に掲げる取引を成立させることができる権利(オプション)を当事者の相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し対価を支払うことを約する取引	「現引き・現渡しのある取引」 →上記①、②の先物取引 「現引き・現渡しのない取引」 →上記③の先物取引	「現引き・現渡しのある取引」 →上記④の先物取引 「現引き・現渡しのない取引」 →上記⑤、⑥の先物取引
	現物オプション取引		通貨等の売買取引	有価証券の売買取引

ただし、通貨現物オプションについては、コルレス為銀(信託銀行の信託勘定を除く)のみが、株式現物オプションおよび株価指数現物オプションについては、指定証券会社のみが、それぞれ取引を行うことができる。

### 3. ポジション規制

昨年5月の海外金融先物取引解禁にあたり発出されたポジション規制(62年6月号要録「金融機関等に対する海外金融先物取引の解禁について」参照)に、海外現物オプション取引にかかるポジションも含める。

### 4. 実施日

昭和63年3月22日

#### ◆特定海外債権引当勘定への繰入率引上げについて

大蔵省銀行局は、3月11日、事務連絡を発出し、特定海外債権引当勘定への有税繰入率の上限を現行の5%から10%に引上げ、昭和62年度決算から実施することを決定した。

#### ◆普銀転換に関する相銀協の決定方針について

全国相互銀行協会は、2月17日の理事会において、相互銀行の普銀転換に関し以下のような方針を決定した。

1. 全国相互銀行協会は、相互銀行の普銀転換に関し、転換希望行の合併転換法による転換を推進するものとする。その際、普通銀行の免許基準を充たし、転換を希望する相互銀行については、同時に転換が実現できるよう最大限の努力をばらうものとする。
2. 上記方針の下では、相互銀行と普通銀行が併存することとなるが、その場合においても、全行は引続き単一独自の協会を形成し協力して行動するものとする。

#### ◆郵便局、生命保険会社における国債窓販の開始について

郵便局および生命保険会社では、本年4月(4月債)から国債窓販を開始した。

#### ◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、4月債から実施した(長期国債は4月14日、政府保証債、公募地方債は4月15日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.6	4.8
	発行価格(円)	99.00	100.00
	応募者利回(%)	4.747	4.800
政府保証債	表面利率(%)	4.7	4.8
	発行価格(円)	99.00	99.00
	応募者利回(%)	4.848	4.949
公募地方債	表面利率(%)	4.7	4.8
	発行価格(円)	99.00	99.00
	応募者利回(%)	4.848	4.949

#### ◆公募20年物国債の発行条件決定

政府は4月19日、公募20年物国債について価格競争入札を実施し、発行条件を次のとおり決定した(4月20日募入決定)。

公募20年物国債の発行条件

	今回	前回 (63年2月)
表面利率(%)	4.9	5.3
平均発行価格(円)	99.05	100.03
平均応募者利回(%)	4.993	5.296